

安全法令ダイジェスト 改訂第7版

ポケット版 2020年12月21日5刷 訂正箇所
※第6刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 7 5 中段左表 注意書きカッコ内

【訂正前】・6ヶ月以上の懲役又は

【訂正後】・6ヶ月以下の懲役又は

P 1 1 4 項目「墜落危険箇所における防網の設置」

【修正】矢印のズレを修正

P 1 3 9 項目「金属アーク溶接作業は～」の箇条1つ目「28条」の後へ

【追加】、令和4年3月31日まで適用猶予

P 1 8 6 項目「粉じん作業を行う坑内作業場」

【訂正前】（切刃に近接する場所）

【訂正後】（切羽に近接する場所）

【訂正前】※測定・評価の方法は告示を確認

【訂正後】※測定・評価の方法は令和2年厚労省告示第265号

P 2 1 4 特定建設業者 1. の2行目

【訂正前】〈建設業法24条の7第1項、3項〉

【訂正後】〈建設業法24条の8第1項、3項〉

P 2 1 4 特定建設業者 1. の4～5行目

【訂正前】 その写しを発注者に提出（平成27年4月1日の法改正施工日以降に契約が締結された公共工事について適用）

【訂正後】 その写しを発注者に提出

P 2 1 4 特定建設業者 3. の2行目

【訂正前】 〈建設業法24条の7第4項〉

【訂正後】 〈建設業法24条の8第4項〉

P 2 1 4 特定建設業者 3. の3行目

【訂正前】 〈入契法13条3項〉

【訂正後】 〈入契法15条〉

P 2 1 4 協力会社 1. の2行目

【訂正前】 〈建設業法24条の7第2項〉

【訂正後】 〈建設業法24条の8第2項〉

P 2 1 5 ●施工体制台帳に係る書類の提出について

【訂正前】 ① 建設業法24条の7第1項及び

【訂正後】 ① 建設業法24条の8第1項及び

P 2 3 7 溶接作業 4項目 作業内容

【訂正前】 アーク溶接、溶断等においてヒュームを発生する作業

【訂正後】 アーク溶接、溶断等においてヒュームを発生する作業 ※

欄外に

【追加】 ※令和4年3月31日まで適用猶予

P 2 3 7 溶接作業 4項目 準拠条項

【訂正前】特化則 27 号

【訂正後】特化則 27 条

P 2 5 4 (測定) の次に新規項目を追加

【追加】

項目	No.	文書名	保存期間(年)	工事終了後提出先
(事前調査)	1	建築物等の改修工事の際の事前検査〈石綿則3条〉	3	安全業務担当機関